

議会議員に関わる資料

1 議員定数・任期

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法を適用する場合	
		定数特例（第6条）	在任特例（第7条）
議員の身分	失職	失職	新市の議員
選挙	50日以内	50日以内	なし
任期	4年	4年	2年を超えない範囲
定数	38人以内	76人以内	75人（現議員数）
選挙区	設けることができる（公職選挙法第15条第6項）		
	選挙区ごとの定数は、人口に比例しないで定めることができる（施行令第9条） 許容範囲を具体的に示すものはないが、最小限の期間や範囲内にとどめることが望ましい。つまり、最初の選挙に限り適用すべきものと解される。		

議員定数 自治法第91条第2項 人口20～30万未満 38人（20万未満 34人）

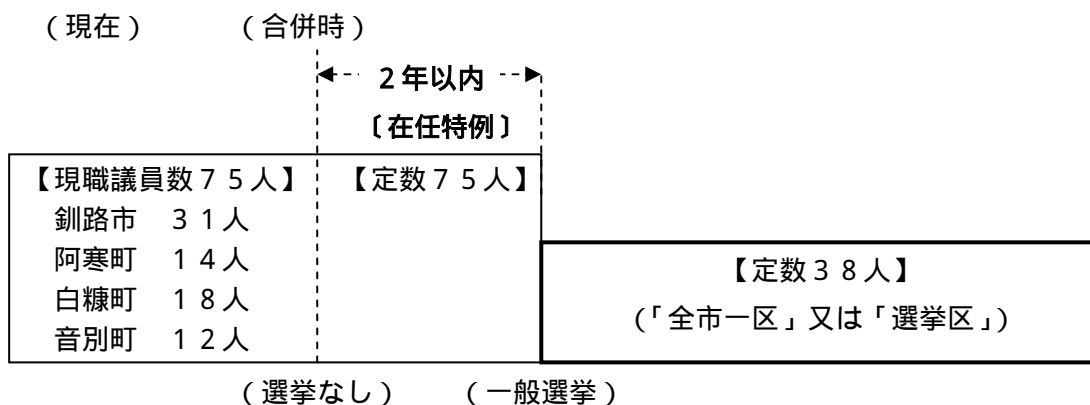
2 議員の報酬・議会活動費への交付金等

	釧路市	阿寒町	白糠町	音別町	計
面積	221.7平方km	739.4平方km	773.7平方km	401.4平方km	2135.61平方km
人口	187,844人	6,548人	11,037人	2,819人	208,248人
世帯数	87,024世帯	2,879世帯	4,590世帯	1,237世帯	95,730世帯
予算	98,200,000千円	4,936,000千円	7,121,000千円	3,490,000千円	113,747,000千円
議会費	336,111千円	51,152千円	75,047千円	47,953千円	510,263千円
（構成比）	0.34%	1.04%	1.05%	1.37%	0.45%
（人口1人当たり経費）	1,789円	7,812円	6,800円	17,011円	2,450円
議員定数	34人	14人	18人	12人	78人
現議員数	31人	14人	18人	12人	75人
任期	17.11.9	19.4.30	19.4.30	19.4.30	-
報酬	議長	600,000円	273,600円	304,000円	288,000円
	副議長	540,000円	218,700円	244,000円	234,000円
	委員長	-	195,300円	217,000円	211,000円
	議員	490,000円	171,900円	191,000円	188,000円
費用弁償	5,000円	片道2和以上 和30円	片道3和以上 和40円	片道4和以上 和30円	
（監査委員）	59,000円	57,700円	79,600円	59,000円	
（農業委員）	47,000円	42,800円	未選出	未選出	
期末手当	4.785月	4.20月	4.40月	4.40月	
政務調査費	60,000円/月	-	-	-	
補助金	国際交流議員連盟 1,000,000円	-	-	-	
一人当たり 平均出席数 （15年実績）	51日間	38日間	40日間	47日間	
	定例会 37 臨時会 5 閉会中の委員会 9	定例会 10 臨時会 6 閉会中の委員会 22	定例会 13 臨時会 6 閉会中の委員会 21	定例会 13 臨時会 7 閉会中の委員会 27	
議会事務局	11人	2人	3人	3人 （1人監査職務）	19人

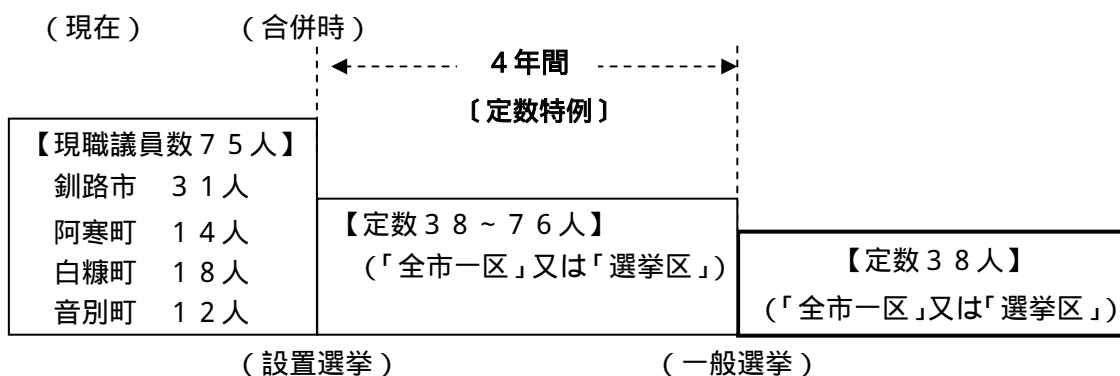
人口・世帯 = 6月末 予算 = 16年度当初予算（白糠町は15年度当初予算）

3 定数の取扱い

「在任特例」の場合



「定数特例」の場合



選挙区について（旧市町を選挙区として設定する場合の配分例）

法定上限数（38人）を適用し、都道府県議会議員選挙の例により配分した場合

市町名	国調人口 (12年)	配当数						議員1人 当たり人口	(参考) 投票価値 の較差	摘 要
		配当基数	本文方式による配当				計			
			A	B	C	D				
釧路市	191,739	34.220	34				34	5,639	1.861	
阿寒町	6,796	1.212	1				1	6,796	2.242	最大格差
白糠町	11,359	2.027	2				2	5,680	1.874	
音別町	3,031	0.540		1			1	3,031	1.000	
合 計	212,925	38人	37	1		0	38	5,603		

A = 整数配当 B = 整数未満配当 C = 配当順位 D = 端数配当

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(参考) 報酬及び費用弁償の考え方

【報酬】

- ・ 非常勤の職員の勤務に対する給付を意味し、常勤の職員に対する給料と区分される。
 - ・ 報酬は役務の対価であるから、費用弁償は含まれない。
 - ・ 報酬の額及び支給方法は、条例で定めなければならない。(法 203)
- * 議会の議員等については、公選法第 199 条の 2 の規定が適用され、報酬の返還及び請求権の放棄は、同条の寄附に当たり禁止される。

【費用弁償】

- ・ 実費弁償と同じ意味、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう。
- ・ 交通費ないしは旅費を費用弁償として支給している例が多い。
- ・ 所得税の非課税の取扱いを受ける。

その他の議員報酬及び費用弁償の比較一覧

	報酬	費用弁償
釧路広域連合	年額 23,000 円	・ 日額 5,000 円
釧路公立大学事務組合	年額 25,000 円	・ 日額 5,000 円 ・ 管内から市までの交通費(バス、JR)
釧路広域市町村圏事務組合	年額 15,000 円	・ 日額 5,000 円 ・ 管内から市までの交通費(バス、JR)
釧路白糠工業用水道企業団	年額 14,600 円	・ 車賃 40 円/km (自家用車の場合のみ)
釧路地域 4 市町合併協議会	* 議員は支給しない (日額 5,700 円)	・ 車賃 37 円/km

- 1 2 -

- 1 3 -